

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

浜松市天竜美林活用促進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県、浜松市

3 地域再生計画の区域

浜松市の全域

4 地域再生計画の目標

天竜川流域に位置する本市は、林野面積 102,920ha を有し、森林が 68% を占めている。

そのうち、約 8 割が人工林であり、古くから国内有数の良質な木材「天竜美林」の産地として栄え、日本三大人工美林のひとつに数えられている。地域で伐採された木材は、市内の市場に出荷されているなど川上から川下までの流域は文化的、経済的に強く結ばれている。

人工林は戦後の拡大造林によるスギ、ヒノキが利用可能時期を迎えようとしている。しかし、昭和 40 年代以降外材に押され国産材の需要が減少してきたことにより木材価格が下がり続けたため、森林所有者の森林経営・管理に対する意欲は減退し、管理放棄されて荒廃する森林が増加するなど非常に厳しいものがあり、基幹産業の林業の不振は地域全体の活力を低下させている。

森林には、木材資源の供給のほか水源涵養や環境保全などさまざまな公益的機能があり、平成 17 年 2 月の京都議定書の発効とともに一段とその価値は見直されてきている。

当市では森林・林業の将来像や、森林経営・管理の方向を明確にするため、平成 19 年 3 月に「浜松市森林・林業ビジョン」を策定し、「価値ある森林の共創」を理念として、持続可能な森林経営・管理、森林でつながる循環型社会、森林とふれあう市民の快適生活の実現を目指し、様々な森林施策を展開してきている。

また、本地域では自然を活かしたグリーンツーリズムを進め、清流で有名な気田川沿いに自然体験の出来る「オートキャンプ場」を設置したのをはじめ、農林業への理解を深めるため「間伐体験」などの実施により、都市と山村の交流拡大にも力を入れている。

天竜林業地域は、本市の 80 万人の水需要を支える水ガメとして重要なエリアであり、今後も豊かな森林を活かした地域づくりを下流域の市民と連携しながら進めていく必要がある。

旧計画「天竜美林再生計画」で林道や市道の整備が行われてきたものの、円滑な木材搬出による林業経営の効率化の基本となる林道が未開設な地域や、既設林道においても狭隘で未

改良な箇所や落石等で危険な路線が多く、流通コストを下げるのが困難な状況となっている。また、国県道と交流施設を結ぶ市道路線にも未整備箇所があり、交流人口の拡大に結びついていないといった点に課題がある。

こうしたことから、森林整備や都市と山村の交流を促進する道路等の基盤整備は急務となっているため、今後も「道整備交付金」を活用した育林や林道、アクセス道路の整備を積極的に行い、豊かな森林を活かした活力ある地域の再生を目指す。

(目標)

①	アクセス困難箇所の解消	林道	2箇所→0箇所
		市道	12箇所→0箇所
②	林道未開設地域の解消		6箇所→0箇所
③	素材生産量		232千m ³ →243千m ³
④	地域材利用住宅棟数		450→1010棟

5 目標を達成するために行う事業

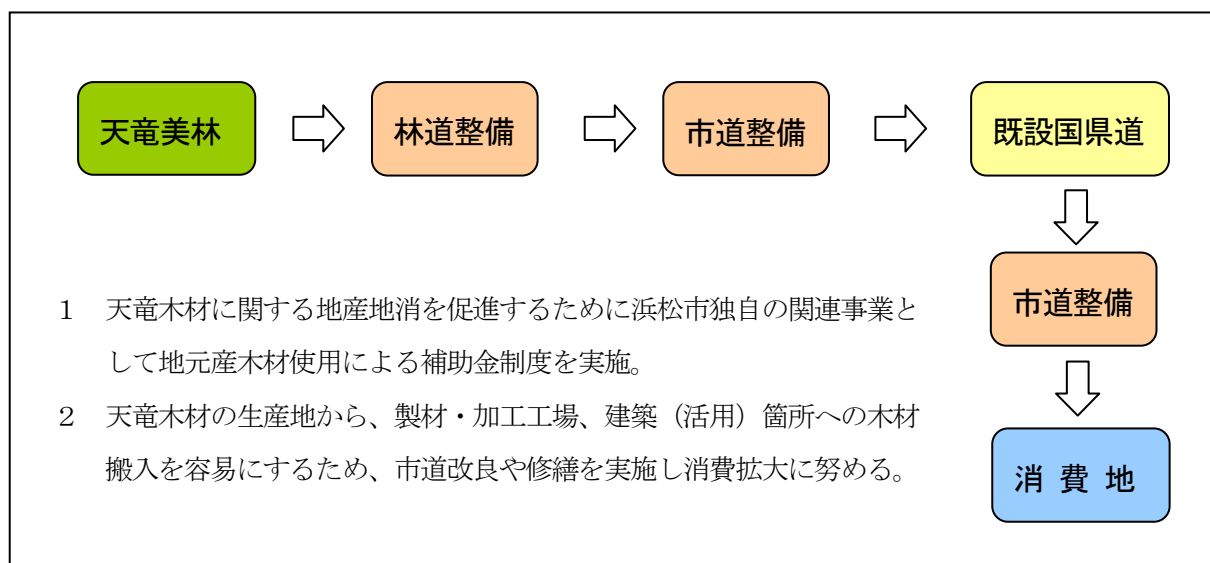
5-1 全体の概要

豊かな森林を活かした地域づくりを進めていくため「道整備交付金」を活用し、林道大沢光明線、林道中日向夏秋線、林道蛇仏線、林道石坂線、林道光明山佐久線、林道吉野沢桂線、林道大久保線、林道下平山線を開設することにより、森林施業の円滑化による林業の振興を図ると同時に、災害時における緊急迂回路の整備や集落間の短絡を図るほか、木材の搬出の円滑化を図る。

また、市道龍山高誉線（昭和57年12月15日認定）、市道春野平城石切線（昭和60年4月1日認定）、市道佐久間浦川半場線（昭和62年3月20日認定）、市道佐久間相月線（昭和62年3月20日認定）、市道水窪白倉川線（昭和57年3月30日認定）、市道中郡福塚線（平成元年3月24日認定）、市道植松和地線（平成元年3月24日認定）、市道平松館山寺線（平成元年3月24日認定）、市道大原2号線（昭和48年10月4日認定）、市道三ヶ日大崎神田口号線（昭和53年3月17日認定）、市道細江11号線（昭和56年3月17日認定）、市道細江6号線（昭和54年3月12日認定）、市道滝沢1号線（平成元年3月24日認定）、市道滝沢38号線（昭和47年3月31日認定）を改良し、通行の安全確保と国県道と集落間のアクセス強化による都市住民との交流拡大を図る。

また、地域の課題である「天竜木材の地産地消」を推進するため、地域材の住宅建設者に助成を行う「天竜材の家 百年住居^{すまい}る事業（5-3 その他の事業）」を実施し、天竜材の生産地から浜松市中心部までのアクセス困難箇所を解消し、木材を積載した大型車両の通行を容易にすることにより、低コスト林業の実現を図る（図1参照）。

《図 1》



5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市町村道；道路法に規定する市町村道に平成元年3月24日までに認定済み。
- ・林道；森林法による天竜地域森林計画（平成21年樹立）に路線を記載。

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市道（浜松市） 浜松市
- ・林道（浜松市） 静岡県・浜松市

[事業期間]

- ・市道（平成22年～26年度）
- ・林道（平成22年～26年度）

[整備量及び事業費]

- ・整備量

市道 11.100km

林道 8.846km

- ・総事業費 3,287,440 千円（うち交付金 1,682,892 千円）

（内訳）市道 2,504,000 千円（うち交付金 1,252,000 千円）

林道 783,440 千円（うち交付金 430,892 千円）

5-3 その他の事業

- (1) 天竜材の家 百年住居^{すまい}る事業（事業主体：浜松市）
浜松市内で生産・加工された木材（地域材）を使用した木造住宅を建築する場合、その費用の一部を助成することにより、地域材が住宅用建材として高品質であることを周知するとともに、地元木材の利用促進を図る。
- (2) 森林認証取得（事業主体：浜松市を含む協議会）
森林認証（FSC）を取得することで、浜松市における持続可能な森林経営・管理を確立し、これを広く市民にPR することで下流域の市民の森林管理に対する意識向上を図る。
また、天竜材の環境ブランドを確立することで、木材の循環利用による循環型社会の形成を実現させる。
- (3) 木質バイオマス利用促進事業（事業主体：浜松市）
地域グリーンニューディール基金（国庫）を用いた木質ペレット製造施設の整備を行い、未利用間伐材の需要拡大を促進する。

6 計画期間

平成 22 年度～26 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に本計画の策定主体である当該地方公共団体が必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし